

狭山市本庁舎敷地内水道管改修工事

図 面 リ ス ト

図 番	図 面 名 称	縮 尺
M-01	機械設備工事特記仕様書-1	N・S
M-02	機械設備工事特記仕様書-2	N・S
M-03	配置図 案内図	1：500
M-04	平面詳細図	1：150
M-05	土工図及び敷地復旧図	N・S

I

工事概要

1

工事名称

狭山市本庁舎敷地内水道管改修工事

2

工事場所

狭山市入間川1丁目23番5号

3

工期

契約日から令和7年12月26日

現場施工期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日

4

建物概要

現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備考
① 本庁舎	RC造	地下2階地上7階	20762.5		
②					
③					
④					
⑤					

5

工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工事種目	工事種別					
	①	②	③	④	⑤	屋外
○空気調和設備						
○換気設備						
○排煙設備						
○自動制御設備						
○衛生器具設備						
●給水設備	一式					
○排水設備						
○給湯設備						
○消火設備						
○厨房機器設備						
○ガス設備						

6

指定部分

※無

・有

対象部分：

工期：令和 年 月 日

7

主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1

専任期間の始期

請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2

専任期間の終期

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのものが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3

専任期間の中断

自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8

工事範囲

図示のとおり

9

機械設備工事概要

本庁舎引き込み給水管の更新
上記工事に伴う土工及び設備工事一式

埼玉県環境配慮方針の適用項目
(該当項目数：)

長寿命機材の選定（2-3-③）・設備更新を踏まえた計画（2-3-④）
・再生品の優先使用（2-3-⑥）・有害物質の放散量が少ない材料の使用（2-4-②）
・発生材の再資源化を推進（3-1-⑥）・フロン等の回収・破壊を行う（4-1-①）
・代替フロンの使用抑制（4-1-②）・紙冷媒の採用（4-1-③）
・太陽熱利用システムの導入（5-1-②）・高効率機器の採用（5-2-②）
・ゾーニングの工夫（5-3-①）・外気冷房制御の導入（5-3-②）
・搬送動力の低減（5-3-③）・ヒートポンプの採用（5-3-④）
・熱回収システムの導入（5-3-⑤）・コージェネレーションの導入（5-4-①）
・節水機器の採用（6-1-①）・雨水利用（6-1-③）・排水再利用（6-1-④）
・アスコン廃材の再利用（6-3-②）・再生塩ビ管の採用（6-3-③）

10

電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11

同時期発注の関連工事

・建築工事
・電気設備工事

II

工事仕様

1

共通仕様

(1)

この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2)

電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3)

法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2

特記仕様

(1)

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2)

特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

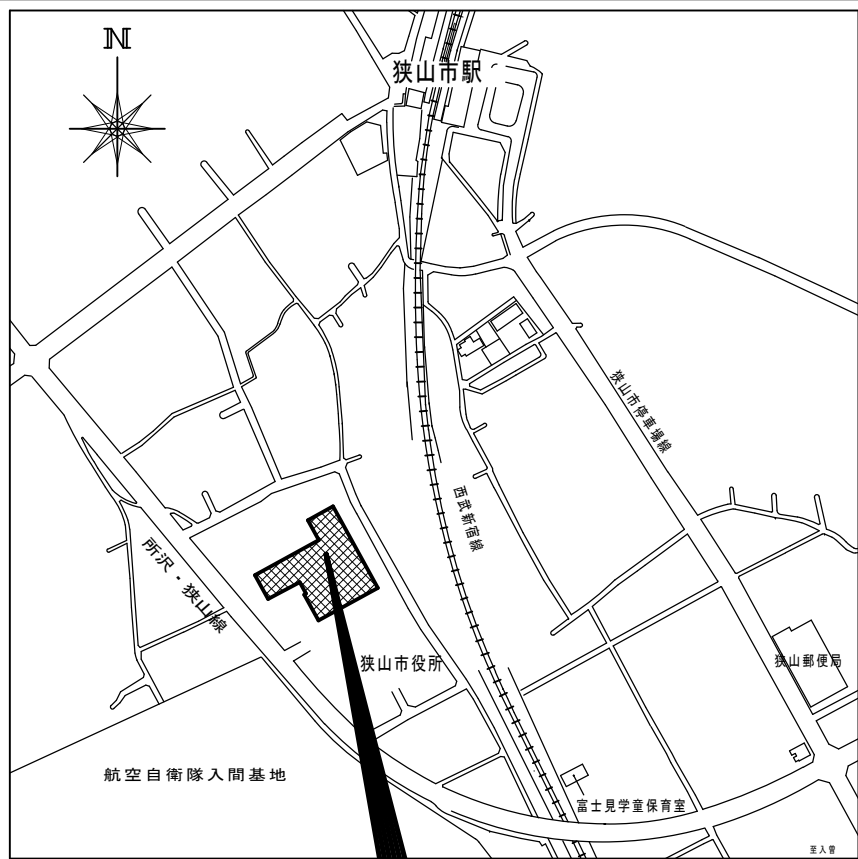
狭山市本庁舎敷地内水道管改修工事

項目		特記事項
①	機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先に記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7A7tに含まれる有無を確認し、7A7tを含む機材は、使用しないこと。『国等による環境物品等の調達の推進に関する法律』（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2	電気保安技術者	・置く　・置かない
③	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
④	技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱熱線施工（保温工事）　・冷凍空調調和機器施工（冷凍空調機器の据付け）
⑤	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	※検査を受けて使用すべき機材等は、監督員が指定するものとする。 試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状況に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）投入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の飲用に供する場合の方法に使うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
⑥	監督員事務所	本工事で　・設ける（規模）

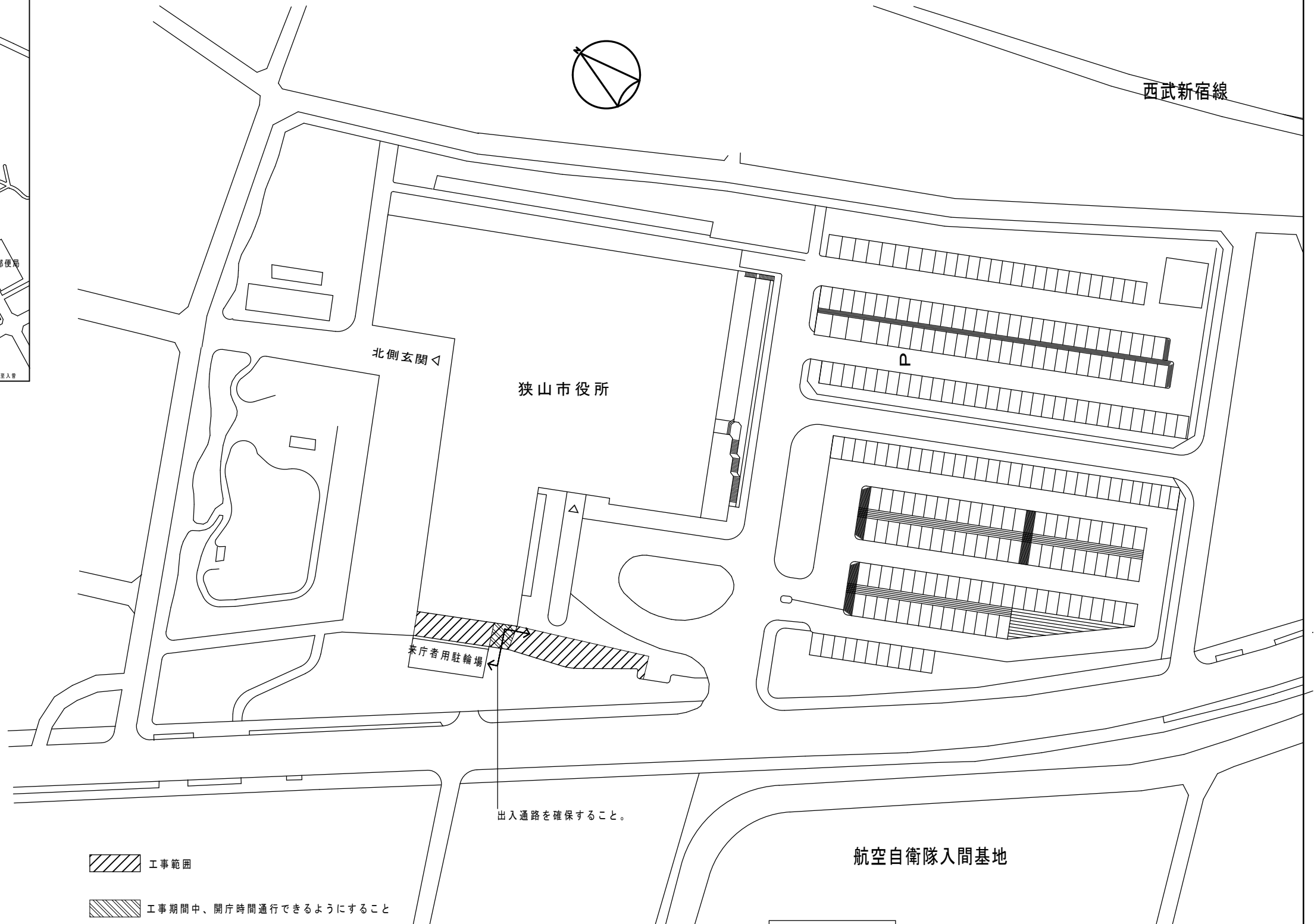
● 一般 共通 事項 特記 事項 (続 き)	18 防露保温工事	標準仕様書第2欄によるほか下記による。
	空気調和設備工事の保温の種別	
	区 分	施 工 箇 所
	ド レ ン 管	屋内露出 (一般居室、廊下)
		機械室、書庫、倉庫
		天井内、P S内及び空腔壁中
		浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)
	蒸 気 管	屋内露出 (一般居室、廊下)
		機械室、書庫、倉庫
		天井内、P S内及び空腔壁中
		床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。)
	冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)
		機械室、書庫、倉庫
		天井内、P S内及び空腔壁中
		床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。)
	温 水 管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)
		機械室、書庫、倉庫
		天井内、P S内及び空腔壁中
		床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。)
	(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。 屋外露出部 ※保温化ヒカバー (※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ鋼板製 ・ S U S製) 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・ S U Sラッキング ・ 保温化ヒカバー (※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ鋼板製 ・ S U S製) 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4. 5に替え、アルミガラス化粧断熱紙を使用する。 3. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材 ・ ロックウール保温材)とする。	
	ダクトの保温の種別	
	区 分	施 工 箇 所
	長 方 形 ダ ク ト	屋内露出 (一般居室、廊下)
		屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)
		屋内隠ぺい、D S内
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)
	円 形 ダ ク ト	屋内露出 (一般居室、廊下)
		屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)
		屋内隠ぺい、D S内
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)
	消音内貼り	サブライチャンパー
		消音チャンパー・消音エルボ
	給排水衛生設備工事の保温の種別	
	区 分	施 工 箇 所
	給 水 管	屋内露出 (一般居室、廊下)
		機械室、書庫、倉庫
		天井内
		P S内及び空腔壁中
	排水及び通気管	床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。)
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)
		及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)
		屋内露出 (一般居室、廊下)
	給 湯 管 (膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	機械室、書庫、倉庫
		天井内
		P S内及び空腔壁中
		屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)
	(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかき部は塗装を施す。 2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。 3. 施工種別Bの材料及び施工順序3. 4に替え、アルミガラス化粧断熱紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール ・ ロックウール)とする。 5. 清火管屋外露出部保温仕様は、e3・ (ハ) ・ ヴIIとする。 6. 便所内露出S U S管及び流し内露出S U S管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所 (特別支障等除外) 以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、 原則としてF☆☆☆☆とする。 ・ 屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。 ※図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は 下記仕様により防凍保温を行う。 ※保温仕様は保温厚を40mmとする。 ・ 保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。	
	19 防凍保温	下記は亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ※機械室、書庫、倉庫 ・ 下記は金属電線管は塗装を行う。 ※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (※見えかき部 ・)
	20 塗 装	下記は亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ※機械室、書庫、倉庫 ・ 下記は金属電線管は塗装を行う。 ※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (※見えかき部 ・)
	21 電 線	特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様の自動制御設備の項による。

●一般共通事項特記事項(続き)	22 はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。	
	23 管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車道通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。	
	24 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。	
	25 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ	
	26 天井仕上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。	
	27 他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。	
	28 施工图等の取扱い	施工图等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。	
	29 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。	
	30 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。	
	31 墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない	
32 誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。		
33 完成図書の 電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。		
34 そ の 他	(1) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (2) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (3) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (4) 工期中、毎月の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (5) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。		
●改修一般事項(付加事項)	1 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。	
	2 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「『手すり先行工法に関するガイドライン』について」(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の手すり配置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。	
	3 既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・	
	4 備品の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事	
	5 仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・	
	6 撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。	
	7 支持金物の再利用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再利用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再利用できる ※新品	
	8 あと施工アンカー の種類	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。	
	9 フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し 「特定製品に係るフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。	
	10 総 合 調 整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整	
	11 既設基礎類の解体 はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。	
	12 アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。	
	13 そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 2023. 4	
■改修工事特記仕様書-1		N/S	M-O 1

	(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。		標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 H F C (R 4 1 0 A、R 3 2又はR 4 0 7 C) (注1) R 4 1 0 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R 3 2を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。		12 擬音装置 ・女子用トイレブースに設置する。(・本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(・本工事 ・別途工事) ・多目的トイレブースに設置する。(・本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要ことは別途衛生設備器具表による。		2 洗面器等の排水管 洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 4 樹の適用 別紙樹表による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時期外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時期取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。				13 そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
○ 空 気 調 和 設 備	1 設計温湿度	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">外 気</th><th colspan="8">屋 内</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>36.9℃</td><td>46.1%</td><td>28 ℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.6℃</td><td>50.7%</td><td>20 ℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの室内設定値は、夏期湿度50%とする。	外 気		屋 内								温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	36.9℃	46.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.6℃	50.7%	20 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%		1 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※平板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	● 給 水 設 備	○換気設備	2 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（V U） ・耐火二層換気管又は耐火V P ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注)1 使用区分は図示による。		○給湯設備	1 配管材料	・露出部 M銅管 その他 保温付被覆銅管（M銅管） ・一般配管用ステンレス銅管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） 取付部は下記による。 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	外 気				屋 内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	夏 期	36.9℃	46.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	冬 期	0.6℃	50.7%	20 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の温湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない		3 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト		3 弁 類	(1) 規格はJ I S又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1Iによる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	3 煙 道	(1) 鉄板厚 （※3.2mm ・4.5mm ） (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない		4 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付け付るチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。		4 ガス瞬間湯沸器	※屋外設置の潜熱回収型 ・PS屋内設置の潜熱回収型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	4 煙 突	※別途 ・本工事		5 ダンパー	(2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）		5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	5 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※平板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）		6 多湿箇所の排気ダクト	(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（V U） （防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火V P）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・（ロ）・X Iとする。 保温施工範囲は、給気用O Aダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh・（イ）・Kとし範囲は図示による）		○消火設備	1 配管材料	屋内消火栓用 一般配管※S G P（白） ・S T P G 370（白）Sch40 地中埋設※S G P-V S ・H I V P 消火用 一般配管※S G P（白） ・S T P G 370（白）Sch40 地中埋設※S G P-V S ・H I V P ・高密度ポリエチレン管（消火用） 不活性ガス消火用 ※S T P G 370（白）Sch40 ・S T P G 370（白）Sch80 2 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（・（a） ・（b） ・（c））																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	6 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（V U） ・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注)1 使用区分は図示による。		7 保 温	下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・（ロ）・X Iとする。 保温施工範囲は、給気用O Aダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh・（イ）・Kとし範囲は図示による）		○ガス設備	1 配管材料	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はP E管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆銅管 ・S G P（白） 地中埋設 ※P E管 ・ 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト		8 試運転調整	風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない		3 液化石油ガスの供給権	ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	8 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付け付るチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。					○厨房設備	1 厨房機器の固定	原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製					2 シンク用水栓	※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）					3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	11 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼銅管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼銅管（白） ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼銅管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 （保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼銅管（白） ・硬質塩化ビニル管V P ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（110φACドレン/グ 相当品） ・耐火二層管V P（F D P S-1） ・配管用炭素鋼銅管（白） ・硬質塩化ビニル管V P （消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼銅管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼銅管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼銅管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼銅管（白） ・		○排煙設備	1 ダ ク ト	※亜鉛鉄板 ・	舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書 第1条 この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む） 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第4条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）により管理するものとする。 第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にmanifesto原本を提示する。 第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	12 弁 類	規格はJ I S又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。						2 一体形タンク	一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空調調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空調調和機のサプライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（住）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・						③ 水 栓	※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空調調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（住）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・					4 量 水 器		※親メーター（※買ひ込み ・ ） ・子メーター（※買ひ取り ・ ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15 瞬間流量計	瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空調調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。					5 量水器柵		※水道事業者指定品 ・標準図MC形																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。					⑥ 弁 類	規格はJ I S又はJ Vとし、水道直結部分は10 Kとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び標準仕様書による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。					7 水 栓 柱	・防寒コンクリート水栓柱（1200 L） ※不凍給水栓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						8 建物導入部配管	図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（・（a） ・（b） ・（c））																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						9 検針方法	水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						10 水道利用加入金	水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						11 本管取出し	水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							



案内図



工事範囲



工事期間中、開庁時間通行できるようにすること

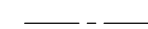
配置図 S=1/500



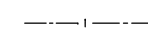
掘削範囲

※タイル部分アスファルト舗装復旧

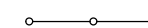
インターロッキングは取り外し再取り付け



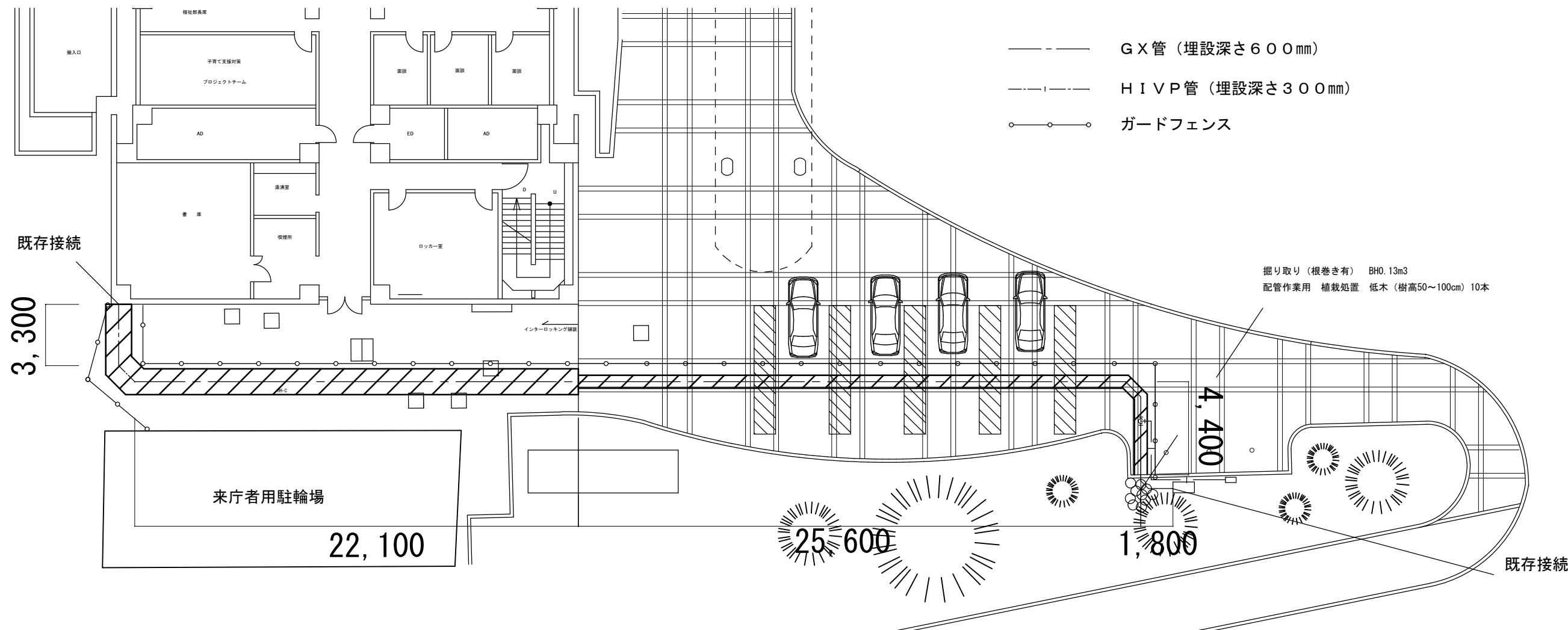
G X 管（埋設深さ 6 0 0 mm）



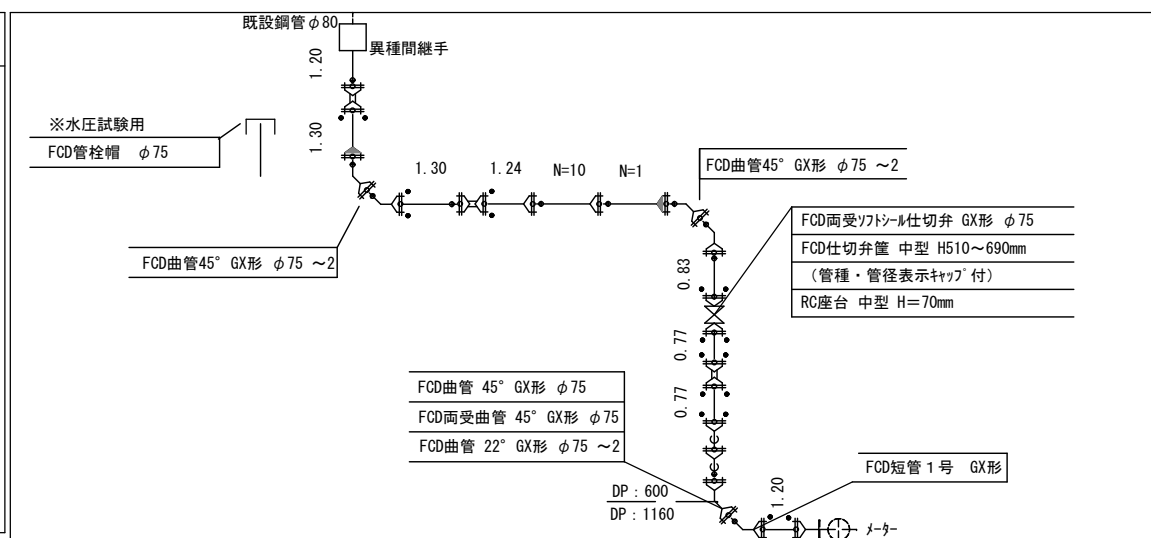
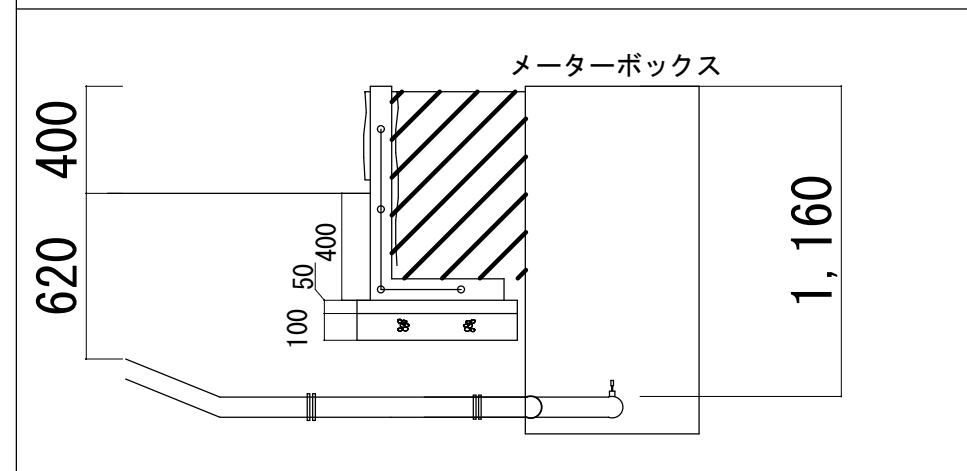
H I V P 管（埋設深さ 3 0 0 mm）



ガードフェンス



メーターボックス周辺詳細図 1/20



タイル舗装部 配管径 7 5 φ			インターロッキング舗装部 配管径 7 5 φ					
掘削 (現況) 稲田御影石 巾225mm t=30mm 表面 ジェットバーナー仕上げ 150角 床用磁器質タイル 目地モルタル タイル下モルタル 鉄筋 タテヨコ共D10@250 コンクリート FC180kg/cm2 クラッシュラン(c-40)路盤 360 60 150 150 改修後 再生密粒度A (20) 再生粒調碎石 (RM-40) 再生切込碎石 (RC-40) 埋設シート 発生土 360 50 160 150 330			掘削 (現況) インターロッキングブロック (取り外し) 砂目地 (荒目) 鉄筋 タテヨコ共D10@250 コンクリート FC180kg/cm2 クラッシュラン(c-40)路盤 420 80 30 150 160 改修後 インターロッキングブロック (再取付) 砂目地 (荒目) 鉄筋 タテヨコ共D10@250 コンクリート FC180kg/cm2 再生切込碎石 (RC-40) 埋設シート 発生土 420 80 30 150 160 270					
タイル舗装部 配管径 20 φ			既存花壇・現況					
掘削 (現況) 稲田御影石 巾225mm t=30mm 表面 ジェットバーナー仕上げ 150角 床用磁器質タイル 目地モルタル タイル下モルタル 鉄筋 タテヨコ共D10@250 コンクリート FC180kg/cm2 クラッシュラン(c-40)路盤 360 60 150 150 改修後 再生密粒度A (20) 再生粒調碎石 (RM-40) 再生切込碎石 (RC-40) 埋設シート 発生土 360 50 160 150 330			550 400 350 20 50 400 1050 コンクリートFC-180 タテヨコ筋共D13@300 捨てコンクリートFC-150 クラッシュランC-40基礎 500 600					
狭山市本庁舎敷地内水道管改修工事			お茶番るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-6262 E-mail : kokyo-mei@city.sayama.saitama.jp		土工図及び敷地復旧図		N・S	M-05